

コンメンタル民事訴訟法 〔第2版〕第1～4刷訂正表

以下の訂正がございます。お詫びして訂正いたします。

519頁 上から4行目～7行目

【誤】

...する相互主義に反する。相互の保証は、必ずしも条約によってなされることを必要としないし、外国の法令に何の定めがなくとも、外国の裁判所の判例がわが国の判決の効力を認めておればよい。東京地判昭和35・7・20(下民集11巻7号1522頁)は、ベルギーとの間では、相互保証条約も国際慣習もないが、ベルギーが、慣例上、わが国の執行判決付与とおおむね同一程度かそれよりも軽い、少なくとも重要な点で差異がない条件で、相手国の判決を承認していると認め、「相互の保証」があるとしたが、正当である。これに反し、外国の法令でわが国の...

【正】

...する相互主義に反する。相互の保証は、必ずしも条約によってなされることを必要としないし、外国の法令に何の定めがなくとも、外国の裁判所の判例が、**上記の実質的審査を経ることなく**わが国の判決の効力を認めておればよい。**【改行】**
最判昭和58・6・7(前掲)以前のものであるが、東京地判昭和35・7・20(下民集11巻7号1522頁)は、ベルギーとの間では、相互保証条約も国際慣習もないが、ベルギーが、慣例上、わが国の執行判決付与とおおむね同一程度かそれよりも軽い、少なくとも重要な点で差異がない条件で、相手国の判決を承認している**かどうかという判断基準を適用し、**「相互の保証」が**ない**とした。これに**対し、**外国の法令でわが国の.....